

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症第四波の到来による鳥取県内での感染拡大を防止するため、鳥取県内において客席を設ける飲食店及び喫茶店（以下「飲食店等」という。）のうち、「新型コロナ安心対策認証」を受けた飲食店等（以下「認証飲食店」という。）及び認証の取得に取り組む飲食店等に対して必要な経費を補助することにより、飲食店等の認証取得を促進し、感染防止対策徹底を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。

3 補助事業者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和3年6月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書（同条第1号及び第2号の書類を含む。）は、様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、交付申請と併せて実績報告を受けたときは、交付決定と併せて交付額の確定をすることができる。

4 ただし、前項の規定による交付決定及び交付額の確定は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第12条第3項の申請書は、様式第4号によるものとする。

3 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と令和4年1月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとし、補助対象経費の支払いに係る領収書の写し等を添付するものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(交付決定等の取り消し等)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無に係わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、条件、その他この要綱に基づく内容に違反したとき。

(3) 補助事業完了後、原則30日以内に新型コロナ安心対策認証事業所の認証を取得、または当該認証基準と同等の新型コロナ感染防止対策を確認できなかったとき。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から実施する事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和3年5月15日に遡って適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業	鳥取県内の認証飲食店又は認証の取得に取り組む飲食店等（客席を設けるものに限る。）を営業する法人もしくは個人（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者を除く。	令和3年4月1日以降に支払った以下に該当する経費（県による他の補助金の対象となった経費を除く。）とする。 (1) 基本的な感染予防対策 手洗い場設置・改修、アルコールディスペンサーの購入設置及びフロアマーカ等利用客への感染防止対策の注意喚起を行う掲示物作成にかかる経費 (2) 飛沫感染防止対策 仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シート、パーティション設置及びフィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修にかかる費用 (3) 接触防止対策 共有設備の非接触化（手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備）、共有物品の追加購入（マイク等）、ノータッチディスペンサー、非接触式温度計、サーモグラフィカメラ及びキャッシュレス決済専用端末の購入にかかる経費 (4) 換気機能向上対策 換気設備設置・改修（給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む）、換気用窓や網戸の取付け、扇風機・サーキュレーター及びCO2モニター（二酸化炭素濃度計測器）等の購入に係る経費 (5) その他、新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費で、くらしの安心局長が認めるもの。	9/10 （ただし、本補助金により、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたが、令和4年2月28日までに新型コロナ安心対策認証事業所の認証を取得又は当該認証基準と同等の新型コロナ感染防止対策を確認できなかったときは、1/2とする。）	1事業者あたり 20万円 （1回限り） ただし、県内に複数の飲食店等を有する事業者は、店舗（認証飲食店又は認証の取得に取り組むものに限る。）数に20万円を乗じた額とする。

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額、振込手数料、商品をインターネット購入する場合の商品配送料を除く。また、代金の支払い方法が仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払いしたものを除く。

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金交付申請書(実績報告書)兼
第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金申請書

鳥取県知事 様

(申請者) 郵便番号 _____
 住 所 _____
 (個人事業主にあつては、自宅住所)

氏 名 _____ 印
 (法人・団体にあつては、法人・団体の名称及び代表者の役職・氏名)

担当者名 _____ 電話番号 _____
 電子メール _____

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金要綱第4条第2項及び第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金支給要領第5条の規定により、

- 下記のとおり申請します。
 下記のとおり実績を報告します。(応援金は除く。)

記

私が営業する客席を設ける飲食店等(喫茶店を含む)は、新型コロナ安心対策認証店又は新型コロナ安心対策認証の取得に取り組むことを誓います。
 県が補助金又は応援金申請店舗の新型コロナ感染防止対策状況を確認するにあたり、県職員(県が委託する事業者を含む)の当該店舗へ立ち入りでの状況確認を承諾します。
 県職員(県が委託する事業者を含む)が当該店舗における新型コロナ感染防止対策について改善を求めた際は、その対応を行うことを誓います。
 当該改善への対応を行わないため、県から補助金及び応援金の返還を求められた際は、返還に応じることを誓います。

※内容を確認の上、該当する□にチェックマーク(✓)を記載してください。(以下同じ)

1 申請区分等

(1) 現在の事業所の状況

- 新型コロナ安心対策認証取得に取り組む飲食店等 新型コロナ安心対策認証済の飲食店等

(2) 申請区分

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金(1店舗あたり20万円定額)を申請する。

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金(経費の9/10を補助、1店舗あたり上限20万円)を申請する。

算定基準額(見込み)	円 ※補助金の対象となるものの購入額(予定)の合計を記載すること。(消費税及び地方消費税は除く。)
交付申請額	円 ※算定基準額×9/10(千円未満切り捨て)又は20万円×申請店舗数のいずれか低い額を記載すること。
他からの補助の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(補助金名: _____、金額 _____ 円)

※(注)算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

2 申請店舗 店舗数: _____

番号	店舗名	住所	確認事項
1		(□自宅兼店舗)	<input type="checkbox"/> 営業継続している(※1)
2			<input type="checkbox"/> 営業継続している(※1)
3			<input type="checkbox"/> 営業継続している(※1)

※1: 臨時休業を含みます。

※2: 記載欄が不足する場合は別葉としてください。

3 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合			支店名	支店 出張所 営業部			預金種別	普通・当座		
店番				口座番号							
口座名義 (カタカナ)											

※申請者と口座名義人が異なる場合は、様式第5号の委任状を添付してください。

4 添付書類

- ・2で記載した店舗が確認できる書類（飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証のいずれかの写し）
- ・3で記載した振込口座の名義及び口座番号を確認できる書類（通帳）等の写し
- ・別添「新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」（既に認証飲食店の場合は提出不要）
- ・工事を行う場合は、見積額等の支出金額の内訳が確認できる書類
- ・実績報告の場合は、補助対象経費の支払いに係る領収書の写し（工事の場合は、工事設計書等の支出金額の内訳が確認できる書類）

5 実施（計画）内容・交付申請額 ※応援金の申請のみの場合は記載不要

対象事業と対象経費の内容 対象事業を○で囲むか記載してください	購入・導入経費（予定経費） ※税抜で記載してください。
(1) 基本的な感染予防 手洗い場設置・改修、アルコールディスペンサーの購入設置、フロアマーカ等利用客への感染防止対策の注意喚起を行う掲示物作成	金額: _____円 (a) 内容:
(2) 飛沫感染防止 仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シート、パーティション設置、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修	金額: _____円 (b) 内容:
(3) 接触防止 共有設備の非接触化（手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備）、共用物品の追加購入（マイク等）、ノータッチディスペンサー、非接触式温度計、サーモグラフィカメラ、キャッシュレス決済専用端末の購入	金額: _____円 (c) 内容:
(4) 換気機能向上 換気設備設置・改修（給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む）、換気用窓や網戸の取付け、扇風機・サーキュレーター、CO2モニター（二酸化炭素濃度計測器）等の購入	金額: _____円 (d) 内容:

補助対象額(a+b+c+d) : _____円 (e)

交付申請額(e×9/10) : _____円 (千円未満切り捨て)

ただし、20万円×店舗数を上限とする

別添

新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト

補助金の交付及び応援金の支給要件である新型コロナウイルス安心対策認証事業所の認証取得又は当該認証と同等の感染防止対策を行うためには以下の感染防止対策の実施が必要です。

各項目の□は必須項目、○は選択項目です。□（必須項目）の全て及び○（選択項目）の該当する項目にチェックマーク（✓）を記載してください。

補助金・応援金を活用して、□の全ての項目にチェックが入るように感染対策をしてください。

※新型コロナウイルス安心対策認証済の飲食店・喫茶店の場合は添付不要です。

1. お客様への感染拡大予防対策	
(1) 来店・受付・会計	
(お客様の体調確認)	
□ 発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう掲示する。	
□ 来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の来店をお断りする。 (体調確認方法) ※実施しているもの全てにチェック	
○ 非接触型体温計を設置し、検温依頼 ○ 従業員が個別聞き取り ○ 受付票の提出依頼	
○ その他 ()	
(お客様のマスク着用)	
□ 入店時にお客様がマスクを着用していることを確認、食事中以外はマスクを着用するよう要請する。 (配布用マスク)	
□ マスクを持っていないお客様に備えて、提供できるマスクを用意	
(入口での消毒)	
□ 出入口に手指の消毒設備を設置し、お客様入店時等に手指消毒を要請する。 (消毒設備の内容)	
□ アルコール消毒液（濃度60%～90%のものに限る） (濃度： %) (商品名：)	
(来店待ちの密集回避)	
□ 来店待ちにより列が発生する場合は、来店者同士の人と人の距離（フィジカルディスタンス）を確保する。 (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ シール等で立ち位置を示す（お客様同士の距離：約1m以上） ○ 注意喚起の案内表示	
○ 整理券発行による呼出し制 ○ その他 ()	
(施設規模に応じた受入)	
□ フィジカルディスタンスを確保できるよう、施設規模に応じた受入をする。 (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ 予約制を取り入れる。	
○ 連絡先を確認の上、呼出し制により改めての来店を依頼する。	
○ 満席の場合は入店をお断りする。	
○ その他 ()	
(会計)	
□ 会計の際の飛沫感染防止措置をする。 (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ アクリル板や透明ビニールカーテンで遮蔽（サイズ：人の頭より高い）	
○ お客様と従業員のマスク着用徹底 ○ その他 ()	
□ 会計待ちにより列が発生する場合はフィジカルディスタンスを確保する。（テイクアウトを含む） (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ シール等で立ち位置を示す ○ 注意喚起の案内表示 ○ 席会計	
○ その他 ()	
(支払)	
□ 支払い時の感染症対策をする。 (具体的な方法) ※実施するもの全てにチェック	
○ キャッシュレス決済の導入 ○ トレイによる受け渡し ○ その他 ()	
(お客様への連絡)	
□ 万が一の感染者発生に備えて、お客様への連絡方法を確保する。 (具体的な方法) ※実施しているもの全てにチェック	
○ アンケート等でお客様に連絡先を受領	
○ 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の掲示、利用を案内	
○ とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録、掲示、案内	
○ その他 ()	
(注意喚起)	
□ 以下のような注意喚起を全て実施する。	
・ 食事中も会話する際はマスクの着用 ○ 掲示 ○ 口頭案内 ○ その他 ()	
・ 入店時、トイレ使用時の手洗い・手指消毒 ○ 掲示 ○ 口頭案内 ○ その他 ()	

(2) 案内・食事

(グループ間の対人距離)

- グループ間の対人距離を確保する。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
○ グループごとの個室で対応する。
○ グループの間隔を空けて、1m以上確保できるように配置する。
○ テーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
○ その他 ()

(テーブル席でのフィジカルディスタンス) ※個室・座敷を含む

- テーブル席においてフィジカルディスタンスを確保する。
※同居家族等の生活を共にするグループの場合は確保は必須ではありません。
(友人・同僚等の同一グループであっても生活を共にしていない場合は必須)
※生活を共にするグループである確認(フィジカルディスタンスを確保しない場合)
○ 来店時に従業員が個別聞き取り ○ 予約時に個別聞き取り
○ その他 ()
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
○ 正面とならないよう、斜め掛けとなるよう席を案内する。
○ テーブル上にアクリル板等を設置して遮蔽。(サイズ:着席した人の頭より高い)
○ その他 ()

(カウンター席でのフィジカルディスタンス)

- カウンター席においてフィジカルディスタンスを確保する。
※同居家族等の生活を共にするグループの場合は確保は必須ではありません。
(友人・同僚等の同一グループであっても生活を共にしていない場合は必須)
※生活を共にするグループである確認(フィジカルディスタンスを確保しない場合)
○ 来店時に従業員が個別聞き取り ○ 予約時に個別聞き取り
○ その他 ()
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
○ 隣り合う席の使用を中止する等で、席の間隔を1m以上確保できるように配置する。
○ 隣の席との間にアクリル板等を設置して遮蔽する。(サイズ:人の頭より高い)
○ その他 ()

(サービス内容の変更・中止) ※該当がない場合はチェック不要

- 感染リスクの高いサービスは内容の変更や中止を行い、掲示を行う。
(変更・中止したサービス)
○ 大皿での提供 ○ ビュッフェ方式 ○ ドリンクバー
○ その他 () ()

(大皿・ビュッフェ方式への対応)

- 大皿での提供やビュッフェ方式の提供
○ 対策を行って提供する。(提供しているもの ○ 大皿 ○ ビュッフェ方式)
○ 提供はしていない。
(大皿(1皿を複数人が分ける場合を含む)提供時の具体的な方法)
○ お客様1名ずつ取り箸を用意し、箸を共有しないよう要請して提供する。
○ 小皿に盛って提供する。
○ 従業員が取り分ける。
○ その他 ()
(ビュッフェ方式提供時の具体的な方法)
○ あらかじめ小皿に盛り付けて提供する。(お客様は小皿をとるのみ)
○ 従業員が取り分ける。
○ お客様に使い捨てビニール手袋を着用いただき、手指やトングの消毒を徹底する。
○ その他 ()

(箸や取り皿の提供)

- 箸・取り皿・爪楊枝・灰皿等については他のお客様が触れないよう対策する。
(具体的な方法)
○ 注文後に個別に提供する。 ○ 1つずつとれる容器や設置方法で提供する。
○ その他 ()

(注意喚起)

- 以下のような注意喚起を全て実施する。
- | | | | |
|------------------------|------|--------|-----------|
| ・食事中も会話する際はマスクの着用 | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 () |
| ・乾杯はグラスが触れないように行う | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 () |
| ・お客様同士のお酌やグラスの回し飲みは避ける | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 () |
| ・過度の飲酒は避ける | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 () |
| ・大声での会話を避ける | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 () |
| ・スプーンや箸などの共有・使い回しはしない | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 () |

2. 施設の管理

(換気)

- 開店前、営業中、営業後に網戸のある窓を開けるなど、客席及び厨房の十分な換気をする。
※施設全体の空気が入れ替わるよう空気の流れを作る

(開店前・後の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック

- 店内の入口・ドア・窓を開放 (開放箇所)
 換気扇を稼働 (換気扇台数 客席 台、 厨房 台)
 サーキュレーターを設置して稼働 (サーキュレーター 客席 台、 厨房 台)
 その他 ()

(営業中の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック (上2つのいずれかは必須)

- 店内のドア・窓を開放 (開放箇所、頻度 時間に 回/常時/その他)
(開放箇所、頻度 時間に 回/常時/その他)
 換気扇を稼働 (換気扇台数 客席 台、 厨房 台)
 サーキュレーターを設置して稼働 (サーキュレーター 客席 台、 厨房 台)
 CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認
 その他 ()

- (換気扇がある場合) 換気扇を定期的に点検する。
頻度 () に () 回 ()

(拭き取り清掃・消毒)

- 多くのお客様が触れる部分は定期的に拭き取り及び消毒液による消毒をする。

(お客様が入れ替わる都度、消毒する箇所)

- テーブル 椅子 メニュー表 調味料 タッチパネル 呼出しボタン
 券売機 ドリンクバーのボタン その他

※発券機やドリンクバーを使用する場合であって、お客様1名ごとに消毒が困難な場合:

- 機器横にアルコール消毒液を設置し、お客様に使用前後で手指消毒を行うよう要請する。

※食器・箸等の容器器具は一般的な洗浄を徹底 (消毒までは不要)

(定期的に消毒する箇所) (頻度) に () 回 ※店内にあるもの全てにチェック

- ドアノブ レジ 手すり トイレドアノブ 洗浄レバー
 エレベーターのボタン パーティション その他

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液 (濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム (濃度0.05%)
 界面活性剤含有の洗浄剤 次亜塩素酸水 (厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)
 その他 ()

(ゴミ)

- ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗いする。

- ペーパータオルのゴミは、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- 蓋付きのゴミ箱に入れて密閉する。 お客様使用の都度、ゴミを回収する。

(ハンドドライヤー等)

- ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ペーパータオルの設置 個人のタオル等の使用

(掲示)

- 以下のような注意喚起等の掲示をする。 ※上2つは必須

- トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流す。
 トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施する。
 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店のステッカー、チェックリスト

3. 従業員の感染拡大予防対策

接客時や調理中など、店内では常時マスクを着用する。（食事等の必要最低限の機会を除く）

出勤前に体温を計測させ、体調不良の場合は自宅待機とする。
発熱（37.5度以上）や風邪症状（咳やのどの痛みなど）、の症状がある場合には、自宅待機とする。

従業員は大声を出さないようにする。

（就業制限）

感染した従業員や濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止する。

（手指消毒等）

これまで以上に手指消毒や手洗いを敢行する。

（具体的な頻度）

- 調理時（食品取扱い前後）
- 従業員間で共有する調理器具・事務用品を使用する前後
- お客様が使用した食器等に触れる前後
- その他（ ）

（接客対応）

お客様からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、可能な範囲でフィジカルディスタンスを確保する。

（下膳）

汚れた食器に触れた手で、新しい食器を触らないようにする。

（具体的な方法）

- 汚れた食器を下げる従業員と新しい食器で料理を提供する従業員を分ける。
- 全て下膳してから、手洗い・手指消毒の上、新しい料理を提供する。
- その他（ ）

（休憩スペース・更衣室）

従業員用の控室はない。

控室がある場合は、以下のような対応を実施する。

- マスク着用、一度に使用する人数制限、対面での食事や会話を避ける。（一度の使用人数 ）
- 常時換気を行う。（換気方法 ）
- 共用する物品を定期的に消毒する。

（ユニフォーム）

従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

定期的な洗濯の頻度（例：業務終了後に毎回）（ ）

（動線の分離）

食材の搬入や従業員の出入りとお客様との動線は可能な限り分離する。

（具体的な方法）

- 裏口を使用
- 営業開始前後に出入りする
- その他（ ）

（従業員のトイレ）

従業員は従業員用トイレを使用する。

（トイレは共有の場合）トイレ使用後の手洗いの徹底について掲示により要請する。

（感染予防対策の共有）

事業者が実施する感染予防対策について、従業員に周知し実行する。

（具体的な方法： ）

4. 接待を伴う場合の感染拡大予防対策

(マスク着用)

- 従業員は接客中はマスクの着用を徹底する。(フェイスシールド・マウスシールドのみの着用は不可)
- お客様にも、会話の際はマスクを着用するよう要請する。

(接客)

- 接触型コミュニケーションは控えるよう呼びかける。
- 接客する従業員の交代は可能な限り減らす。

(消毒)

- 接客する従業員がテーブルを移動する際は、都度手指消毒をする。

(BOX席でのフィジカルディスタンス)

- BOX席においてフィジカルディスタンスを確保する。

※同居家族等の生活を共にするグループの場合は確保は必須ではありません。

(友人・同僚等の同一グループであっても生活を共にしていない場合は必須)

※生活を共にするグループである確認(フィジカルディスタンスを確保しない場合)

- 来店時に従業員が個別聞き取り
- 予約時に個別聞き取り
- その他 ()

(具体的な方法)

- 隣り合う席の使用を中止する等で、席の間隔を1m以上確保できるよう配置する。
- 正面にとならないよう、斜め掛けとなるよう席を案内する。(距離を1m以上確保)
- テーブル上にアクリル板等を設置して遮蔽する。
- その他 ()

(ダンス・ショー・パーティーの中止)

- お客様の近距離で行うダンス・ショーは中止する。
- (ダンス・ショーを開催する場合は) ステージと客席の間に2m以上のフィジカルディスタンスを確保して実施する。
- 誰でも参加できる店舗内のパーティー等は開催しない。

(従業員の対応)

- 見送り後の店舗外でのお客様へのサービスを控える。
- 過度に顔や髪を触らないように努める。

5. カラオケを行う場合の感染拡大予防対策

(歌唱エリアの特定)

- 歌唱する場所を特定し、それ以外の場所では歌唱は行わない。
- 歌唱エリアは以下のいずれかの対策を実施する。

(具体的な方法)

- 客席から2m以上離して設置する。
- 客席との間にビニールカーテン・パーティションを設置して遮蔽する。

(換気)

- 歌唱エリアは換気扇の近くに設置する。
- サーキュレーター等で換気扇に空気が流れるようにする。
(線香等の煙で空気の流れを確認して、適切な換気を確認する場合等)

(消毒)

- マイクはお客様1名が使用する毎、及び営業終了後に消毒液で消毒する。

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液(濃度60%~90%) その他()

- カラオケ用リモコンは以下の対応を実施する。

(具体的な方法)

- お客様が使用する毎、及び営業後に消毒する。
- 従業員のみが操作して、お客様は触れない
- その他()

(歌唱中のマスク着用)

- 歌唱中もマスク着用を徹底する。
- 以下の対策を行った上で、歌唱中は必要に応じてマスクを外しても良いこととする。
 - 客席との間にはビニールカーテン等を設置して遮蔽を徹底する。
 - サーキュレーターを使用して、換気扇に向けた送風を行う。
 - 歌唱エリア内でお客様が触れる可能性がある物は、お客様1名歌唱の都度消毒を徹底する。

上記のチェックリスト全ての対策が取れない場合は、カラオケの利用は控えましょう。

6. その他施設ごとに感染拡大予防対策

(施設の業態に応じた感染拡大対策)

(自由記載)

【例】

- ・宴会場等、お客様が食事中に席を移動する可能性がある場合の対策
- ・テイクアウトや出前の際の対策

様

職 氏 名 印

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金交付決定通知書（通知）

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金交付要綱（令和3年4月14日付第202100015458号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職 氏 名 印

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号 _____

住所 _____

氏名 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

担当者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり

変更
中止
廃止

したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

(受付番号: _____)

交 付 決 定 額	円
変更(中止・廃止)後の額	円
差 引 額	円
変更(中止・廃止)の時期	
変更(中止・廃止)の理由	

(変更後の額の内訳)

変更の内容	対象経費 (円)
(1) 基本的な感染予防	
(2) 飛沫感染防止	
(3) 接触防止	
(4) 換気機能向上	
対象経費の合計 (A)	円
変更後の申請額 (A×9/10)	円

添付書類 変更にかかる工事・委託見積書等

令和 年 月 日

振込委任状

鳥取県知事 様

(申請者) 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 印
(法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

私が申請した第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金及び第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金について、下記の者に受領を委任します。
※補助金、応援金のいずれかのみ受領を委任する場合は該当しないものに取り消し線を引くこと。

記

1 受任者 (口座名義人)

住所 _____

氏名 _____

2 受任者と申請者の関係
